

社会（公民）科における法教育の課題

— 「権威」の単元の分析とその応用について—

江口 勇 治*
木村 哲也**

はじめに

本小論の目的は、アメリカのCenter for Civic Education(以下、「公民教育センター」と略す)によって開発されたLaw-Related Education(以下、「法教育」と訳す)のためのカリキュラムであるLaw In a Free Society(以下、「自由社会における法」と訳す)の主要テーマのひとつであるAuthority(権威)のいくつかの単元の紹介を通じて、わが国の社会(公民)科の教育において「権威」とくに「法的権威」の学習に応用できる基本的論点を探し出すことにある。筆者のひとりには、これまで「わが国の社会(公民)科における法教育の重要性の確認とその充実のための論点を探す作業」を、少しく行なってきた。⁽¹⁾ 本稿でも、その作業のひとつとして「権威としての法」の学習に関する論点を上記のカリキュラムより示し、わが国の社会(公民)科で扱う場合の基本的論点を提起する。ところで、法教育の充実を目指すとする背景には、筆者らなりの問題意識がある。わが国は、「立憲民主制・法の支配・市場原理(資本主義経済)などのリベラルな制度原理を基本的に指示する立場」に立っており、このような側面から子どもたちに社会に関する認識を社会(公民)科で要請しているが、「市場原理」の学習に比較して「立憲民主制・法の支配」に関する学習が不十分であることを痛感している。経済分野での原則自由の市場原理とは異なる社会構成原理の理解については、これまで当教科においては「憲法教育」という形で継承されてきているが、経済の市場原理の学習に引きづられすぎて、その核心にある法的正義(規範的正義)や公民としての責任と自由、権威としての法といった問題を必ずしも体系的に扱っていなかった。そのため、国家の強制に対する個人の自由の弁護のために「法化」近代法)されてきたこれまでの状況理解が中心となり、「国家が、法を通じて積極的に経済秩序に介入し、自由競争を可能ならしめる実質的条件を整備する」とか「市場における経済的自由競争から帰結するさまざまな不正義を正す」「自由かつ独立の取引主体としての抽象的な人格から、具体的なありのままの人間の姿へとその照準を移行させ、彼ら社会的弱者の生存あるいはその実質的な自由・平等にも、真摯な配慮を払おうとする」といった現代法の特質の理解にまで到らなかったと思われる。⁽²⁾ さらに、現代法の進展の中で問題とされてきた「福祉国家・社会国家段階の国家に見られる、社会介入の道具・手段と化した法の著しい増大」(新たな「法化」)とその質的転換に関する議論などもほとんど教科の中に取り込めなかったのではないだろうか。

しかしながら、「法の支配」のなかで、間違いなく子どもたちも、多様な法の名宛人本人であり、法の機能や内容に関してはほとんど知らないにもかかわらず、すべてを知っているもの(「法的擬制」という前提から、二重の意味での「法化」にさらされ、ただ受動的に「法益」や「法害」を享受しているのが実態である。いわば、社会(公民)科の目標である「公民的資質」の中核部分に位置すべき「法的資質」の発達を十分に保障せずに、「法化した社会」に子どもた

* 筑波大学教育学系 ** 筑波大学大学院修士課程

ちを送り出してきた。「法化した社会」に対抗すべく、本来なら「法的発達（法的社会化）」をこれまで以上に要請すべきところであったが、「憲法学習」でさえ当教科から減っていったのが実際である。このような状況は、改善されるべきである。

近年、J. ロールズの「正義論」を契機に規範的正義論が活況を呈し、多様な社会的正義論が提起され、「諸々の個人や集団の相互に対立する選好や利害」を所与とする経験主義的・現実主義的な政策決定モデルである「市場モデル」とは対照的な「デモクラシーを、人びとが理性的な議論・対話を通じて共通の意志を形成することによって政治的決定を行なうという、より規範的・理想的な議論フォーラム」を民主主義のひとつの基本モデルにする動きが強まってきた。⁽³⁾ これは、「立憲」と「民主主義」とを繋ぎ、社会構成原理の本来の姿である「立憲民主主義」へと定立していこうとする傾向の現れであると解したい。これまで「民主主義」をめぐる行なわれてきた議論が、「立憲」をめぐる展開されつつあるととらえてみたい。とすれば、われわれの生活の最も基本的な規範である広義の意味での権威としての法を学習の中でとらえることは、もっとも重要な課題である。初期社会科が憲法をめぐる議論されたように、今日の社会（公民）科でも、「法」「法定立」「立憲」等々をめぐる議論されるべき事態はなんら変わっていない。社会（公民）科は、憲法教育を基盤に、法の幅広い議論を可能とする法教育としてさらに充実されるべきである。このような基本的な問題意識から、本稿は先記したアメリカの法教育のひとつのカリキュラムをまず問題解決の手がかりとして考察し、わが国の社会（公民）科に応用可能な論点を探る。

I. 「自由社会における法」の基本的特徴

法教育カリキュラムである「自由社会における法」の歴史・社会的背景やその原理については、これまで別に論じてきたので、ここでは概略のみを示す。⁽⁴⁾

当カリキュラムは、1960年代後半にスタートしたプロジェクトの成果として今日普及している法教育カリキュラムであり、社会の法的安定のひとつの要件として文化的・社会的背景の異なる子どもたちの「法的社会化」「法的理解」「法的資質の育成」を重視し、次のような目的を設定している。

- 1) 立憲民主主義の諸制度とその基底にある基本原理・価値について理解を深めること
- 2) 社会へ効果的に、責任をもって参加できるように、必要な技能を習得すること
- 3) 紛争の調整・解決に必要な手続きに必要な態度（認識と意思）を習得すること

そして、この目的の達成のために、次のようなカリキュラムの構成の枠組みを用意する。

- ① 4つの基本概念である「権威」「プライバシー」「正義」「責任」をテーマ学習とする。
- ② 教材は、法律ばかりでなく歴史・文学・哲学等から求め、学際的なものにする。
- ③ 批判的思考や合理的決定に必要な分析道具を設定する。
- ④ 参加や過程を重視した学習方法を設定する。
- ⑤ 実際に紛争解決技能を育成する内容や方法を重視する。

また、この枠組みに基づいて、幼稚園から第12学年（高等学校3年）までのテキストや視聴覚教材、教師用テキストが、前記の基本概念ごとに発達段階を想定して用意されている。なお、基

本的には各テーマごとに共通する学習が学年段階があがっても設定されており、次のような視点から単元が学習されるようになっている。すなわち、

1. 正義—単元1；正義の問題を配分的正義、匡正的正義、手続的正義に分類する、単元2；配分的正義、単元3；匡正的正義、単元4；手続的正義
2. 責任—単元1；責任の定義とその源泉、単元2；責任をもつことの便益とコスト（費用）単元3；競合する責任の選択とその履行、単元4；責任の所在の確定
3. 権威—単元1；権威と権威を伴わない権力の区別、単元2；権威の必要性、単元3；権威の評価と権威ある地位にある人の評価、単元4；権威を行使することの便益とコスト、単元5；権威の範囲と限界
4. プライバシー—単元1；プライバシーの定義とその必要性、単元2；プライバシーの説明要因、単元3；プライバシーを維持することの便益とコスト、単元4；プライバシーの範囲と限界、

である。各テーマのそれぞれの単元はまとまりをもっているが、本的には全単元の学習によって完結するようになっている。また、各テーマは4週間程度で学習できるようになっており、法教育として単独でも設定できるが、社会科のカリキュラムの一部に位置付けることも可能である。以上がこのカリキュラムの基本的な特徴であり、構成上はシンプルなものになっている。ただ、具体的な内容は系争過程にある法的问题の理解やその紛争解決に必要な基本原理の理解が中心となっているため、使用されている概念や考え方は実際の法的議論で利用されているものと同じである。とくに、正義の学習では、正義をめぐる規範的議論の全体をいろいろな角度から生徒自身が問えるようになっており、法哲学入門とでも言えるカリキュラムである。

II. 権威の全体的なカリキュラム構成

先述した現代の「法化」状況の中で、もっとも困難な課題に直面しているもののひとつが権威である。そして、「自由社会における法」は、権威の認識を自由社会の基本要件と位置づけている。たとえば、「権威—両親、教師、宗教、法律、伝統的な徳—は、これまでの合衆国の歴史の中でいままで以上にその根拠が問われている。権威に対する懐疑主義と侮蔑が蔓延している。あるものは権威を不必要と見なし、あるものは重要な人類の価値、たとえば個人の自由や尊厳の害になるとみなす。」と危機的状况を示しつつも（小学校用教師用テキストの序）、社会の安定に必須なものとして権威に対する理性的認識の必要性を力説する。⁽⁵⁾ また、中学校用の生徒用テキストでは、「われわれ国民は、われわれの代表者に権力と権利—権威を与え、自分たちを制御している。われわれは、法を作り動かす権利を政府に与え、それに従うことに同意している。……自由な社会では、われわれすべてのものが権威の問題を知的に処理する責任をもっている。権威と権威の行使についての良識ある決定が必要である。」と述べ、権威を社会にとって必要不可欠な制度とみなし、権威の共通理解が他の主要概念（正義、責任、プライバシー）の教育の根底にあることを要請する。⁽⁶⁾ ところで、この権威問題は、一般的には民主的社会における主権の正統性をめぐる問題であり、紛争解決の正当化の根拠となるものを、われわれが何にもとめるかの問題である。そして、この問題解決のために、この学習では「これこれが権威である」と

結果主義を採用せず、「なぜこれが権威になりうるのか」を議論したり分析することができる（過程主義）ことを基本的に目指している。権威カリキュラムの目的は、学習によって「権威の社会的、法的、政治的領域での正統性の分析と正当化の根拠の評価」が行なえるようになることであり、そのために次のような段階を踏む。⁽⁷⁾（小学校用のケースを紹介するが、中・高等学校もほぼ同じである）

単元1. 権威とは何か、その源泉は、

目標1.（承認できる）権威と、権威を伴わない権力の例をあげ、それぞれを確定する。

目標2. 確定の根拠を示し、なにが（だれが）権威をもつ権利があるかを理解する。

この導入単元では、まず権威等の定義を「権力とは、何かあるいは誰かを統制する、また何かあるいは誰かに指示する能力である。人々はあるときは権力を行使する権利を持っているが、あるときには持っていない。権威とは、その権力を行使する権利を伴っている権力のことである。権力を行使する権利は、一般に、法、習慣、道徳原理にその源泉がある。」と示し、権威の例として次表のように示す。

権威を持つものの例	
1. 役割 (Roles)	ある役割は、誰がその役割についているかに関係なく、人々をコントロールする権利がある権威を伴っている。例えば、警察官の任務を遂行している人は、交通法規に人々が従うように要求する権威を持っている。
2. 制度 (Institution)	ある制度の中で一緒に働いている人々の集団も、他人をコントロールする、あるいは他人に影響を与える権威を持っている。例えば、議員個人々人ではない制度としての議会は、人々が従わなければならない法律を議会で通過させる権威を持っている。
3. ルールや法 (Rules and Law)	ルールや法は、人々の行動をコントロールする。そうした意味では、これらは権威を持っているといえる。例えば、あなたが、学校に通うことを要求している法律に従うとき、あなたは、その法律の権威を認めているのである。
4. 習慣 (Customs)	習慣とは、長い間従われてきた、人々の行動様式のことである。習慣が人々の行動をコントロールするとき、習慣は、権威を持っているといえるであろう。例えば、「早い者順」という習慣に従うとき、あなたは、定着している習慣の権威を認めていることになる。
5. 道徳原理 (Principles of Morality)	宗教、倫理、個人の良心に由来する、善悪についての基本的な概念は、しばしば我々の行動を支配する。例えば、聖書は、多くの人々に対して権威を持っている。

(Center for Civic Education, Law in a Free Society Series: Authority Level VI, 1990, pp.10~12より 木村作成)

また、権威の歴史的な源泉として、次表のような形態を示す。

権威の諸源泉	
1. 神 (A Supreme Being)	統治者達は、しばしば自分の権威は、神に由来するものと主張してきた。例えば、王や女王は、しばしば彼らは神権によって支配しているのだとやってきた。つまり彼らは、彼らの権威を神から得ているのである。
2. 生まれ (Birth)	ある統治者は、神から統治するための権利を授けられた前の支配者から、彼らの権威を受け継いだのだとやってきた。世襲の君主政治や貴族政治は、このような主張から成り立っている。
3. 知識 (Knowledge)	彼らの権威は、他人をコントロールする権利を彼らに与える卓越した知識を根拠としているのである、と主張してきた統治者もいる。
4. 被治者の同意 (Consent of The Governed)	今日、多くの統治組織は、彼らの権威は、権威の究極的源泉である、被治者に由来すると主張する。人々は、彼らの同意をその統治組織に与え、その統治組織によって統治されることを承認する。

さらに、なぜ権威が必要なのかに関して、次表の目的を列挙する。

権威のいくつかの重要な目的	
1. 権利や自由の保護	権威は、重要な権利や自由を守りに利用することができる。例えば、合衆国憲法は、我々の表現や思想の自由を保護している。
2. 資源や負担の公正な配分の保証	権威は、資源や負担を公正に配分することを保証するために利用することができる。例えば、我々の統治組織は、全ての子供が、公教育を受ける平等な機会を持てるように取り計らう。
3. 紛争の平和的及び公正な処理	権威は、紛争を平和的にまた公正に処理するために利用することができる。例えば、我々の裁判システムは、犯罪によって告訴された人のために、公正な審理を提供するための権威を持っている。

(前掲書 pp. 22~23. より木村作成)

これらの表は、それぞれ権威をめぐる問題が生じたときの分析の道具である。とくに、この導入では、権威とは社会安定のために工夫されてきた所与の制度であり、国民の権利や自由の保護や社会的正義の保障や紛争解決になくしてはならないものであることを理解させるようになっている。ただし、この単元も「権威を伴わない権力の行使」を排除することを主眼にしている側面が強く、無批判的な追従が権威問題ではかえって役に立たないことを実感できるようになっている。また、法であることそれ自体が権威であるといったことを避けるために、次単元以下ではその権威自体の選択や評価が学習されるようになっている。

単元2. なぜ権威が重要なのか。そして、どのように活用するか。

目標1. 権威の欠如から生じる問題を議論する。

目標2. これらの権威の欠如問題を処理するのに、権威はどのように活用できるか。

この単元では、権威がない状態での制御が、「1. 秩序、予測可能性、安全、保安の欠如、2. 紛争の処理不能状態をもたらすこと、3. 権威を伴わない権力による資源の配分が行なわれること、4. 効率性が欠如すること、5. ある権利の保障が不可能になること」の弊害をもたらすことを理解させ、権威がいろいろな側面から有用であることを実感させるようになっている。

単元3. 権威ある地位につく人を選択するための考慮事項と、権威としてのルールの評価。

目標1. 権威的地位につく人を選ぶための手続きを適用できる。

目標2. ルールを評価できるための明確な手続きを適用できる。

この単元では、目標1. に関して、次のような質問が用意され、それぞれに対して生徒が具体的に答えるようになっている。すなわち、「問1. その地位にある場合の義務、権力、特権、限界とは具体的に何か。 問2. その地位にあるには、どのような特質を持った人を選ばなければならないか。 問3. その地位を占めている実際の人の長所と問題点は何か。 問4. その地位に最適な人は誰か、その理由は。」の各問であり、答えのチェックリストが用意されている。とくに、問2については、「a. 誠実さ、b. 専門的知識や技能、c. 公平さ、d. 肉体的能力、e. 他の人々と協力する能力(意思)、f. 知性、g. 勤勉さ、h. 信頼性、i. 勇気、j. 人々の必要と権利に対する敏感さ、k. その地位につくための必要なその他の能力」の観点から、その権威的地位にある人を評価するようになっている。 また、権威的地位にあるルールの評価

では、具体的なルールで次のような観点から議論するようになっている。すなわち、「1. 評価すべきルールとは何か。2. そのルールの目的は何か。3. その目的達成に、ルールは本来必要か。あるいは最善の方法か。4. ルールの影響は何か。5. そのルールの長所と欠点は何か。6. そのルールをこのまま維持すべきか。変更あるいは廃止すべきか。」である。さらに、問5. では、「a. その目的の達成のために良く考案されているか。b. 理解しやすいか。c. 従うことが可能か。d. 公正なものか。e. プライバシー、自由、個人の尊厳といった他の重要な価値を侵害することはないか。」の諸点から、さらに詳細に権威としてのルールの判定を行なうようになっている。以上の単元2. と3. は、問題となる権威が合意できるかどうかをある原理から検討するように工夫されている。

単元4. 権威の便益とそのコスト（費用）は何か。

目標1. 権威を行使することの便益とは何かを説明できるようになる。

目標2. 権威を行使することのコスト（費用）とは何か説明できるようになる。

この単元は、当カリキュラムのすべてのテーマで適用される「費用便益分析」を用いて、問題となっている権威の効用計算を行なうようになっている。次頁に示したような観点から、便益と費用を割り出して、権威が実際の生活で「統制機能、促進機能、資源配分機能」などの多様な機能を果たしていることを具体的に理解するようになっている。

権威の一般的な諸便益	
1. 安全 (Security)	権威の利用は、人々の生活における予期できる秩序を提供し、個人及び集団の権利を保護することによって、彼らの安全であるという意識を高めるであろう。例えば、殺人、暴行、飲酒運転、その他の違法行為に対する法律は、権威の利用であり、安全を提供する。
2. 公正 (Fairness)	権威は、資源の公正な分配や紛争の公正な処理を促進するために利用することができる。例えば、法律は、裁判所で審理を受ける人々の権利を保護している。
3. 自由 (Freedom)	権利章典といった法律は、信教や表現の自由のための個人々の権利を保護するために利用されているであろう。
4. 効率 (Efficiency)	さまざまな権威に対する明確な責任の割当は、決定をするあるいは実行する際に、非常に効率性を促進させるであろう。例えば、校長が、学校運営上の課題を何人かの異なる教師に命じるならば、スムーズな学校運営が保証されるであろう。
5. 生活の質 (Quality of Life)	法律と、それを実施される人々は、生活の質を守り、改善していく手段を提供されるであろう。例えば、法律は、我々の水源の近くに有害物質を投棄することを禁じている。
6. 責任 (Accountability)	人々が権威的地位に就いたとき、彼らは、彼らの仕事の諸責任を履行する責任を持つことができる。
7. 基本的サービスの準備 (Provision of Essential Services)	我々は、我々が必要とするいくつかのサービスを、法律を制定し、それらのサービスを遂行するための権威的地位に就く人々を任命することによって、供給することができる。例えば、法律は、教師、警官、福祉関係に従事する人々、健康や安全の検査官の雇用を供給するであろう。

(前掲書 pp. 61～62. より木村作成)

権威の一般的な費用	
1. 権力の誤用 (Misuse of Power)	権威的地位にいる人が、彼らに割り当てられた地位やそれに伴う権力を誤用する、という危険性がある。
2. 警戒の必要 (Need for Vigilance)	相当な量の時間とエネルギーを、権威的地位を占めている人が、許容されている範囲内で彼らの責任を遂行をしているかどうかを監視することに消費する。
3. 変化に対する硬直性と抵抗 (Inflexibility and Resistance to Change)	簡単に言えば、権威的地位は、これらの地位に就いている人達の中に、変化を歓迎しない気持を促進させる。この硬直性は、新しく異なる状況への適応を困難にする。
4. 近付きにくさ (Inaccessibility)	多くの巨大な制度の複雑さと大きさが、人々による、ある特定の権威的地位へのアクセスの増大を難しくしているであろう。
5. 自由の制限 (Limitations on Freedom)	全ての権威の使用は、当然、自由の制限を含んでいる。例えば、彼らの子どもの就寝時間を決める親の権威は、子どもの自由を制限している。
6. 経済的費用 (Economic Costs)	連邦政府といった、権威的制度を維持していくには、税金の徴収というような、経済的費用を必要とする。
7. 無能力 (Incompetence)	権威的地位に、無能力な人物が就く可能性がある。

(前掲書p. 63より木村作成)

単元5. 権威の範囲と限界は何か。

目標1. 特定の権威的地位にあることに伴う責任を認識できる。

目標2. これらの地位にある人の特定の行動が、権威の範囲内にあるかどうか説明できる。

この単元でも、下表のチェックリストが用意され総合的に「範囲と限界」の判定がなされる

ある権威的地位を評価制度化するための知的道具	
質問	答え
1. どの地位を評価するのですか？	
2. その地位の目的は何ですか？	
3. その地位はそれらの目的を達成するのに必要ですか？	
4. その地位の、義務、権力、特権、限界は何ですか？	
5. 今デザインされているこの地位の、予想される影響とはどのようなものですか？	
6. この地位の長所と短所は何ですか？	
a. その目的を達成するために良くデザインされていますか？	
b. 十分な権力はありますか？ 十分ではあるが過剰にはなっていませんか？	

c. その地位に就いている人々は、何を彼らがするかについての責任を追うことができるようになっていきますか？	
d. その地位は、過度の義務を負ってはいませんか？	
e. その地位は、その義務を遂行するのに十分な資源を持っていますか？	
f. 合理的な程度の公衆によるその地位へのアクセスと情報のインプットが可能ですか？	
g. その地位の権力の行使の際に、公正で人道的な手続きを利用することが要求されていますか？	
h. その地位は、自由やプライバシーといった権利を保護するようにデザインされていますか？	
i. その地位は、人々が、すすんでその権力の行使に協力するようにデザインされていますか？	
7. その地位は、あなたが確定したいくつかの短所を直すためにどのように修正することができますか？	
8. その地位は、維持すべきですか？修正すべきですか？あるいは廃止すべきですか？	
9. あなたのその地位についての決定を、それらが含んでいる便益と費用という点から説明しなさい。	

(前掲書 pp. 76~77. より木村作成)

以上、権威の各単元の概略を整理したが、繰返し分析道具を使って権威にハードルを設定し、それを充足することを求めているのが特徴的である。

Ⅲ. 社会（公民）科への応用可能な基本的論点について

前掲した単元3. 問5のルール of の長所と欠点の評価について具体的に検討してみたい。

次のルールが良いのか悪いのか考えてみなさい。

1. アバナシー先生は生徒がよく遅刻することに怒って、「遅刻したものは、毎日2時間放課後に残す」というルールを決めました。
2. 1年生のクラスでは席を離れて人の邪魔をするので、テラノバ先生は「歩行する権限、通知書が未決の中であり、それまで取り消される。」というルールを決めた。
3. 遊び場があまりないので、校長先生は「男子は月曜日のみ、残りの曜日は女子が遊ぶ」というルールを決めた。
4. 多くの問題が山積した国で、大統領は「今後、国民は自分自身で行動しなさい」と決めた。
5. 生徒が給食時間に大声でしゃべるので、「給食の1時間はいかなる生徒もしゃべってはいけない」というルールをみんなで決めた。
6. 生徒の体力向上のために、「校舎を三回飛び越えなさい」というルールを決めた。

これは、小学校中学年用の単元3. のレッスン5で「学校のルール」を評価するために、架空に設定されたものである。⁽⁴⁾ このルールに対して、生徒は班別に、先に示した観点（目的達成に合理性があるか、理解可能性、予測可能性、服従可能性、公正、他の価値との関係性）から、上記のルールが良いのか悪いのかを議論するようになっている。そして、たとえば、「2のルールは理解が難しい、3は公正さを欠く、4は予測されていることがわからない、5は言論・表現の自由を侵害する、6は従うことが不可能である。」といった理由から、良き規範でないとして判定されることになる。このルールの評価手続き（分析枠組み）は、「“合法性（legality）”という一連の手続的要請を法システム自体の存立と作動にかかわる内在的構成・運用原理として提示したアメリカの法理学者ロン・F. フラー」の「合法性の基本的要請」である「①法の一般性、②公布、③遡及法の濫用の禁止、④法律の明晰性、⑤法律の無矛盾性、⑥法律の服従可能性、⑦法の相対的恒常性、⑧公権力の行動と法律の合致」の観点とはほぼ一致する。⁽⁹⁾ 「英米において“法の支配”の要請内容として了解されている」これらの規準は、法システムの存立に不可欠な条件であり、法としての権威を評価する基本的な手続きである。

そして、このような観点の理解は、実際に生活に適用されている法的権威を具体的レベルにおいて吟味できる点で、無反省的に追従する態度とは異なる。これまでの社会（公民）科では、ある規範を権威であるとして理解することをまず要請していたが、たとえ国会で制定した法律であってもこうした基本的論点である「合法性の規準」を充たしているかどうかを学習する場が必要である。また、学校の規則が「学校という部分社会」の安定や形式的正義を保障するために必要であったとしても、そこで権威として機能するかぎり、少なくとも権威を権威たらしめる形式を充たしていることを子どもたちが理解する必要がある。社会（公民）科は、道徳とは違って、このような原理的検討を加える場であり、しかも日常的事例にそれらの原理を適用する経験を行なうことにその本来の意義がある。前掲したルールのいくつかは明らかに権威としての規準ではないし、評価がわかる「1. 遅刻したものは、2時間放課後残す」というルールが、「遅刻をしない」という目的に合致する最善の方法であるのかどうか議論することが、実感的に権威を理解することにつながる。これらの方法は、それぞれの学校の規則にまさに適用できるものであり、本稿で示した他の論点もやはり適用できる。たとえば、ある人や規範の権威の源泉やその目的を議論し、それがその地位にふさわしいかを先に示した観点で評価し、そのような権威を合意することが、便益とコストの面から現時点で容認できるものであれば、われわれはそれを権威として少なくとも承認するかどうかの態度を決定するであろう。こうした段階的で、かつ総合的な学習経験が、最終的には法的権威の合理的認識と円滑な運用の自覚へと帰結するであろうと考える。社会（公民）科は、このような法的議論にみられる論点を積極的に応用する段階にきている。

以上、本稿では、権威を中心にその概略を示し、あるレッスンのみを検討したが、対象とした「自由社会における法」カリキュラムのダイナミズムはなかなか表現できなかった。実は、筆者らは、それぞれ中・高等学校である単元（配分的正義）で試験的に実践し、その有効性を検証しており、現在その詳細な報告書を作成中であることを付記する。

<註・引用文献>

- (1) 江口勇治、「社会科における「法教育」の重要性－アメリカ社会科における「法教育」の検討を通して」（日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 68, 1頁～17頁、1993）「社会科における法教育の課題－中学校・公民的分野を事例にして」（『現代社会科教育論』所収、帝国書院、1994）「社会科における法教育の課題（1）－「正義」の導入単元の分析とその応用について」（筑波大学教育学系論集、20巻1号、23頁～36頁、1995）を参照して欲しい。
- (2) 「法化」等の基本的理解のために、田中成明編『現代理論法学入門』（法律文化社、1993）を利用した。また、田中成明著『法の考え方と用い方』（大蔵省印刷局、1990）を全般的な法的議論の理解のために使用した。
- (3) 『現代理論法学入門』、334頁。
- (4) 拙稿「社会科における法教育の課題(1)」を、このことについては参照して欲しい。
- (5) このカリキュラムは、レベルⅠ（幼稚園－1年）、レベルⅡ（2－3年）、レベルⅢ（4－5年）、レベルⅣ（5－7年）、レベルⅤ（7－9年）、レベルⅥ（10－12年）に分かれているが、レベルⅠ－Ⅳ（小学校段階）は、内容の構成等は共通している。よって、本稿ではレベルⅣの教師用テキスト（Center for Civic Education ; AUTHORITY Teacher's Edition IV, 1990）を主に使用した。
- (6) Center for Civic Education ; FOUNDATIONS OF DEMOCRACY:Authority, Privacy, Responsibility, and Justice , 1993, p. 2. 本書は、レベルⅤの生徒用テキストである。その構成からも、権威の学習が、その他の学習の基盤にあることが理解できる。
- (7) 以下の頁に掲載した表は、木村哲也が筑波大学教育研究科社会科教育コースの修士論文（1995年度）で整理したものである。
- (8) Center for Civic Education ; AUTHORITY Teacher's EditionⅢ, 1991, p. 36.
- (9) 『法の考え方と用い方』、125頁～126頁。